

11月は「青少年健全育成 県民運動強調月間」です



子どもたちの健やかな成長は地域みんなの願いです。愛知県では11月を「青少年健全育成県民運動強調月間」と定め、街頭キャンペーンなどを通じ、心身ともにたくましい青少年の育成を呼び掛けています。

阿久比町でも11月4日(火)に阿久比駅前前で青少年健全育成地区推進員の皆さんによる街頭啓発活動を実施します。

この機会にもう一度、青少年を取り巻く環境を見直し、地域ぐるみで子どもたちを見守りましょう。

問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111(内262)

人権教育推進事業 講演会 人権啓発活性化事業

人権に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため講演会を開催しますので、みなさん参加してください。

日時 12月7日(日)
午後1時30分から
午後3時

場所 阿久比町中央公民館3階301

講師 落語家
桂文福氏

演題 「人権落語」～真の笑い
は平等な心から～
(講和と落語による講演です)

定員 100人

受講料 無料。ただし整理券が必要です。

問い合わせ先 整理券は、11月10日(月)から社会教育課窓口で配布します。社会教育課(中央公民館本館内) ☎(48)1111(内262・280)または住民福祉課(内301)



悪質商法に注意

電話や家庭訪問で言葉巧みに消費者をだまし、高額なお金をだまし取る悪質商法が横行しています。何事もうまい話はないと肝に銘じ、即答・即決をしないことが大事です。特に高齢者世帯は悪質業者にねらわれやすいので親族の方や近所の皆さんで注意を促しましょう。

もし、被害に遭ったり、不審な勧誘があったらすみやかに消費生活センターに相談しましょう。

相談場所 知多県民生活プラザ 消費生活相談
☎(23)3300(半田市出口町1 36)

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

さまざまな悪質商法

架空請求 インターネットなどの有料サイトの利用料など、架空の請求をでっちあげ、手紙やはがき、携帯メールで支払いを要求します。差出人が債権回収業者や公的機関を装うことが多いので注意してください。

オレオレ詐欺 家族のふりをして電話を掛けてきて、さまざまな理由をつけてお金を要求します。警察官や弁護士になりすまし、トラブル解決の資金を振り込ませようとすることもあります。

点検商法 住宅を無料で点検すると訪問し、点検後に「大地震がきたら倒壊する」などと指摘して不安をあおる。高額なリフォーム工事の契約を迫ります。

利殖商法 「高利回り」「高配当」「確実にもうかる」などと利益ばかりを強調し、金融商品を勧誘する商法です。「元本保証」されない先物取引に手を出し、業者の言いなりに投資した結果、最終的に多額の負債を抱えさせられることがあります。

つぎつぎ商法 一人暮らしの高齢者などに対し、

全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、夫やパートナーからの暴力、職場のセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に関する人権問題を取り扱う電話相談「女性の人権ホットライン」を開設しています。

11月17日から23日までの1週間は相談時間を延長して、相談に応じますのでご利用ください。

日時 11月17日(月)～21日(金) 午前8時30分～午後7時
22日(土)と23日(日)は午前10時～午後5時
電話番号 ☎0570(070)310

問い合わせ先

名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)3111(内1475)

次々と契約を結ばせる販売方法です。契約者名簿が業者間で流通しているため複数の業者から勧誘されることがあります。

かたり商法 「消防署のほうから来ました」「水道局のほうからきました」と身分を偽り、消火器や浄水器などを売りつけます。

内職商法 自宅で簡単に収入が得られるといった広告で勧誘し、仕事に必要な商品や登録料と称してお金を請求します。実際に仕事が与えられる保証はありません。

開運・靈感商法 「この家には悪霊がついている」などと不安をあおり、高額な印鑑セットなどを売りつけます。

マルチ商法 販売組織に加入した販売員が知人や友人などを勧誘。ねずみ講式に会員を増やし、商品やサービスを販売するもので、ほとんどの人が損をする仕組みになっています。